

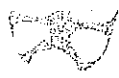
報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月5日提出

宇治市長 松村 淳子



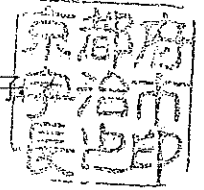
専 決 処 分 書

専決第4号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月28日

宇治市長 松村 淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 95,000円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

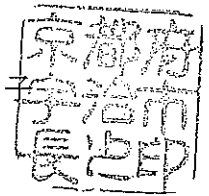
専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月8日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 484,000円

2 損害賠償の相手方 住所



氏名



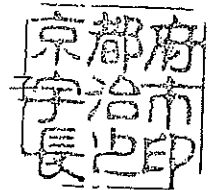
専 決 処 分 書

専決第7号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月10日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 1, 494円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

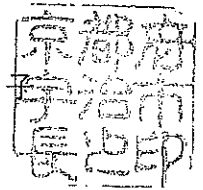
専 決 処 分 書

専決第8号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月1日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、宇治矢落擁壁復旧工事による家屋等損傷に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 185,624円

2 損害賠償の相手方 住所



氏名





専 決 処 分 書

専決第9号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月24日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 45,730円

2 損害賠償の相手方 住所



氏名

